

令和 5 年 4 月 1 日

旭市農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」

旭市農業委員会

会長 加瀬 一四郎

## 第1 基本的な考え方

農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号。以下「法」という。）の改正法が平成28年4月1日に施行され、農業委員会においては「農地等の利用の最適化の推進」が最も重要な必須業務として、明確に位置付けられた。

旭市は、平坦な地形により施設園芸をはじめ稲作、露地野菜、畜産など幅広い農業を展開しており、地域の実態に応じた取り組みを推進し、それに向けた対策の強化を図ることが求められている。

また、耕作者の高齢化による労働力不足や後継者不在などにより、遊休農地の発生が懸念されていることから、その発生防止・解消に努めていくとともに、担い手への農地利用の集積・集約化を図るため、「地域計画」（農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律案（令和4年法律第56号）による改正後の農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号。以下「改正基盤法」という。）第19条第1項の規定に基づき、市町村が、農業者等の協議の結果を踏まえ、農業の将来の在り方や農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標として農業を担う者ごとに利用する農用地等を表示した地図などを明確化し、公表したものをいう。）に基づいて農地中間管理事業を活用した利用調整に取り組んでいく必要がある。

以上のような観点から、地域の強みを活かしながら、活力ある農業・農村を築くため、法第7条第1項に基づき、農業委員と農地利用最適化推進委員が連携し、担当区域ごとの活動を通じて「農地等の利用の最適化」が一体的に進んでいくよう、旭市農業委員会の指針として、具体的な目標と推進方法、目標の達成状況に対する評価方法等を以下のとおり定める。

なお、この指針は、改正基盤法第5条第1項に規定する千葉県の農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針及び改正基盤法第6条第1項に規定する旭市の農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想を踏まえた旭市農業委員会の長期的な目標として10年後に目指す農地の状況等を示すものであり、必要に応じて検証・見直しを行う。

また、単年度の具体的な活動については、「農業委員会による最適化活動の推進等について」（令和4年2月2日付け3経営第2584号農林水産省経営局長通知、令和4年2月25日付け3経営第2816号農林水産省経営局農地政策課長通知）に基づく「最適化活動の目標の設定等」のとおりとする。

## 第2 具体的な目標、推進方法及び評価方法

### 1 遊休農地の発生防止・解消について

#### (1) 遊休農地の解消目標

|                    | 管内の農地面積         | 遊休農地面積         | 遊休農地の割合      |
|--------------------|-----------------|----------------|--------------|
| 現状<br>(令和4年4月)     | 7, 0 6 8    h a | 7 5 . 3    h a | 1 . 1    %   |
| 3年後の目標<br>(令和7年4月) | 7, 0 3 4    h a | 6 6 . 5    h a | 0 . 9 4    % |
| 目標<br>(令和10年4月)    | 6, 9 9 9    h a | 5 7 . 6    h a | 0 . 8 2    % |

#### 【目標設定の考え方】

遊休農地の新規発生分を含め、年間3haの解消を目標とし、令和10年までに18haを解消することを目指す。

#### (2) 遊休農地解消に向けた具体的な推進方法

- ① 担当地区の農業委員と農地利用最適化推進委員が連携し農地パトロール(利用状況調査)を実施し、遊休農地として判断された農地は、所有者への利用意向調査を通じて、農地利用の意向を把握し、集積活動等を推進する。
- ② 利用意向調査の結果を受け、農地法第34条に基づく必要なあっせんや、その他農地の利用関係の調整を行うとともに、農家の意向を踏まえた農地中間管理機構への貸付け手続きを行う。
- ③ 利用状況調査によって再生利用が困難と区分された農地については、現状に応じて速やかに「非農地判断」を行い、守るべき農地を明確化する。

#### (3) 遊休農地の発生防止・解消の評価方法

遊休農地の発生防止・解消の進捗状況は、遊休農地の割合により評価する。

単年度の評価については、「農業委員会による最適化活動の推進等について」に基づく「農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表」のとおりとする。

## 2 担い手への農地利用の集積・集約化について

### (1) 担い手への農地利用集積目標

|                    | 管内の農地面積  | 集積面積     | 集積率    |
|--------------------|----------|----------|--------|
| 現状<br>(令和4年4月)     | 7,068 ha | 3,947 ha | 55.8 % |
| 3年後の目標<br>(令和7年4月) | 7,034 ha | 4,005 ha | 56.9 % |
| 目標<br>(令和10年4月)    | 6,999 ha | 4,063 ha | 58.0 % |

#### 【目標設定の考え方】

令和2年に策定された「旭市農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」においては、おおむね10年後における平地農業地域の農用地の集積面積の目標を4,121haとしている。

本指針は、上記基本構想に基づき、令和12年の集積面積の目標を4,121haと考慮した上で、令和10年の目標として集積面積を4,063ha、集積率を58.0%とする。

### (2) 担い手への農地利用の集積・集約化に向けた具体的な推進方法

- ① 農業員会として、地域ごとに人と農地の問題を解決するため、10年後の農業の在り方と農地利用の将来像を描く「地域計画」の作成と見直しに主体的に取り組む。
- ② 農業委員及び農地利用最適化推進委員が農地の所有者と担い手の仲介役となり、農地中間管理機構を始めとした農地集積事業の普及・促進に努める。
- ③ 地域の農地利用の状況を踏まえ、担い手の意向を踏まえた農地の集約化のための利用調整や利用権の設定及び再設定を推進する。
- ④ 農地の所有者等を確知することができない農地については、公示手続を経て農地中間管理機構を通じて利用権設定ができる制度を活用し、農地の有効利用に努める。

### (3) 担い手への農地利用の集積・集約化の評価方法

担い手への農地利用の集積・集約化の進捗状況は、農地の集積率により評価する。

単年度の評価については、「農業委員会による最適化活動の推進等について」に基づく「農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表」のとおりとする。

### 3 新規参入の促進について

#### (1) 新規参入の促進目標

|                 | 新規参入及び面積        |
|-----------------|-----------------|
| 目標<br>(令和10年4月) | 6経営体<br>(3.0ha) |

#### 【目標設定の考え方】

年間目標を「1経営体」とし、令和10年までに6経営体の新規参入を目標とする。

#### (2) 新規参入の促進に向けた具体的な推進方法

- ① 市、県、JA等の農業関係団体と連携し、就農希望者への農地情報提供や補助制度の紹介等サポート体制を整える。
- ② 農業委員や農地利用最適化推進委員の日常活動により、所有者情報と農地の現状把握を行うとともに、青年や女性、法人等、新たな担い手の掘り起しを図っていく。

#### (3) 新規参入の促進の評価方法

新規参入の促進の進捗状況は、新規参入者（個人、法人）の数により評価する。

単年度の評価については、「農業委員会による最適化活動の推進等について」に基づく「農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表」のとおりとする。

### 第3 「地域計画」の目標を達成するための役割

旭市において作成された「地域計画」に基づき、農地を効率的かつ総合的に利用していくため、旭市農業委員会は次の役割を担っていく。

- ・ 日常的な農地の見守りによる農地の適正利用の確認
- ・ 農家への声掛け等による意向把握
- ・ 「地域計画」で位置付けられた担い手への農地の利用調整やマッチング
- ・ 農地中間管理事業の活用への働きかけ
- ・ 「地域計画」の定期的な見直しへの協力